

スウェーデンにおけるワーク・ライフ・バランスと労働法 —育児・介護休業を中心に

両角道代（明治学院大学）

1. WLB と労働法

WLB とは？

- ・ 心身の健康と職業との両立（最低限度の WLB）
- ・ 出産・育児・介護と職業との両立（狭義の WLB）
- ・ 家庭生活や職業以外の活動と職業との両立（本来の WLB？）

WLB をめぐる労働法上の問題

- ・ 最長労働時間の規制
- ・ 休暇制度
- ・ 短時間勤務と弾力的な労働時間配置
- ・ 家庭生活における負担の偏りから生じる男女格差の是正（男女の実質的平等）

2. スウェーデンにおける WLB と労働法

2.1. スウェーデンの位置づけ

出産・育児との両立に関しては最も成功した国の一つ？（女性の就業率、出生率）
均等オンブズマン報告書 ”Föräldraskap. Kunskaps- och nulägesrapport”(2006/6)
「男性は『父親』になるが、女性は『親』になる」。

2.2. WLB に関わる法制度の全体像

(1)労働時間

労働時間法(1982)：「準任意法規」産別協約による逸脱を許容

(2)年次休暇

休暇法（1974）：25 日間（最低基準）

(3)産休、育児・介護休業

- ・ 母親休暇、両親休暇（下記）
- ・ 家族の緊急時（病気や事故、看取りなど）に立ち会うための休暇（1998）

(4)その他の休暇

- ・ 教育訓練休暇（1974）
- ・ 移民のためのスウェーデン語学習休暇（1986）
- ・ 起業のための休暇（1997）
- ・ サバティカル（使途自由、2006 年 9 月廃止）

(5)全体的に見たスウェーデン法の特徴

- ① 労働時間・休暇一般

労働時間の配置や休暇の時季決定については労使自治や使用者の決定権が優越
さらなる労働時間短縮には消極的

② 出産・育児に関わる休暇、短時間勤務

労働時間の配置や休暇の時季について個人の決定権が優越
不利益取扱いの厳格な禁止

←男女平等の実現に密接な関わりのある事項として特別に規制

3. スウェーデンの育児休業

両親休暇法 Föräldraledighetslagen(1995)

3.1. 両親休暇の種類

①母親休暇（産前産後各 7 週間、うち産後 2 週間は就労禁止）

②完全両親休暇（上限 480 日間）

③部分両親休暇（子が満 8 歳になるまでの勤務時間短縮）

④臨時両親休暇

・子の出生に伴う父親の休暇（10 日間）

・子の看護など（子が満 12 歳になるまで子供 1 人当たり年 60 日まで）

3.2. 休暇中の所得保障

一般保険法に基づき両親給付（原則として休暇前の所得の 80%）が支給される。

パパ・クォータ

3.3. 休暇の時期や配置の決定

母親休暇と両親休暇を取得しようとする労働者は、2ヶ月前に使用者に予告し、休暇の時期や配置について使用者と協議しなければならない（13条）。

① 母親休暇、完全両親休暇

原則として、使用者は労働者の請求した時期に休暇を付与しなければならない。

② 部分両親休暇

2002年改正により、労働者の決定権が大幅に拡大し、労働者決定の原則へ転換。

具体的配置について合意できないときは、「使用者の業務の運営を著しく妨げない限り」、労働者の希望する形で休暇を付与しなければならない（14条）。

Cf. 判例：AD92/2005

3.4. 両親休暇取得を理由とする不利益取扱いの禁止

両親休暇取得を理由とする不利益取扱いを男女差別に準じて包括的に禁止

Cf. 旧法：両親休暇の請求・取得のみを理由とする解雇や労働条件の切下げを禁止

<現行法（2006年改正）>

① 雇用の全過程における「両親休暇の取得またはそれに関連する理由に基づく」不利益取扱いを禁止。

② 休暇取得が不利益取扱いの決定的理由でなくても、理由の一つであれば因果関係を認

める。

- ③ 労働者が、不利益に取り扱われたこと（同等の状況にある他の労働者との比較は不要）、当該不利益取扱と両親休暇取得の因果関係を一応立証したときは、使用者が、因果関係が存在しないこと、あるいは「両親休暇に必然的に伴うものであること」を立証しない限り、違反が成立する。
- ④ 「必然的に」とは客観的にみて不可避であることを意味する（「自然に」「合理的に」よりも厳格な基準であり、経済的理由による正当化を非常に限定）。
- ⑤ 均等オンブズマンによる訴訟遂行

*男女差別の中でも妊娠差別と同じタイプの差別として規制

←妊娠・出産と育児は基本的に連続的なプロセスであり、(少なくとも北欧諸国のように男性でもパートナーの妊娠・出産を理由とする勤務時間短縮や休業をなしうる法制度の下では)、雇用や社会保障との関係で法的に両者を区別する理由はないという考えに基づく。

4. 検討